

トヨタレンタカー貸渡約款

令和6年4月1日改訂

個人情報の取扱いについて

1 借受人(貸渡契約の申込をしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「借受人」、「運転者」という)は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。

(1) 貸渡作成等、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日、以下「基本通達」という)に基づくレンタカー事業者の義務を履行するため。(2) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うため。(3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。(4) 商品開発等又はお客様満足度向上等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。(5) 個人情報を本人を特定できない形態に加工した上で集計、分析し、商品の企画、開発およびお客様満足度向上検討等ならびに借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行なうため。

2 借受人は、当社が下記に示した範囲において借受人の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、借受人は当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることがあります。

(1) 提供内容: 利用車種クラス、使用目的、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人の氏名・住所等の個人情報。

(2) 提供先及びその利用目的:

提供先	提供先の利用目的
トヨタ自動車株式会社	借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行なうため
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	借受人に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策検討等の参考にする目的で、レンタカーを借受した動機など、あるいは当社のお客様対応についてアンケート調査を実施するため
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社とトヨタレンタリースフランチャイズ契約を締結した者(以下「トヨタレンタリース店」とい)	貸渡契約締結の円滑化等、お客様に満足いただけたための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備
借受人又は運転者が利用した有料道路運営会社等(第14条第4項に定義します)	借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応

3 当社は、個人情報の取扱いについて、ホームページ等により公表します。URL <https://rent.toyota.co.jp>

第8条 (貸渡拒絶)

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。(2) 酒気を帯びていると認められるとき。(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。(4) チャイルドシートがないかしかわらぬ、6才未満の幼児を同乗させるとき。(5) 第26条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店間で共有する貸渡注意者リスト(以下「貸渡注意者リスト」という)に登録されているとき。(6) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。(7) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辭を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。(8) 風説を流布し、又は偽設若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は業務を妨害したとき。(9) 約款及び細則に違反する行為があつたとき。(10) その他、当社が不適当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。

(1) 貸渡ができるレンタカーがないとき。(2) 借受人又は運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

3 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

第9条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第10条 (貸渡料金)

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

(1) 基本料金 (2) 免責補償料 (3) 特別装備料 (4) ワンウェイ料金 (5) 燃料代 (6) 引取配車料 (7) その他の料金

3 基本料金は、レンタカーの貸渡時ににおいて、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金によるものとします。

4 当社が、貸渡料金を、第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第11条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条 (点検整備等)

当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第13条 (貸渡証の交付・携行等)

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を書面(電子メール等の電磁的方法を含みます)により借受人に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携行(電磁的記録による携行を含みます)しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第14条 (借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

3 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを利用するに支払うものとします。

4 借受人又は運転者がETCシステムを利用した場合において、有料道路の運営会社等(以下「有料道路運営会社等」という)から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があつた場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転者に関する情報を表示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

第15条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。(2) レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第7条の運転者以外の者に運転させること。(3) レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。(9) 当社又は他の借受人に著しく迷惑をかける行為(レンタカーの車内への放置、禁煙車両での喫煙行為などレンタカーの汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。(10) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条 (違法駐車)

借受人又は運転者は、レンタカーに廻り、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴う賃料・移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。

2 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに管轄警察署に提出して違反処理を行なうよう指示するものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に提出し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行なった後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行なうものとします。また、借受人又は運転者は前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告をせすば貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に提出し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。

4 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかるわざ、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行なうほか、公正委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

5 借受人又は運転者がレンタカーを返却までは違反処理を行なわなかった場合、当社が借受人若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期間までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

(1) 放置違法金相当額(2) 当社が「違法駐車について」(<https://rent.toyota.co.jp/guide/use/ihouchusha.aspx>)に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違法金相当額と併せ、以下「駐車違反金」とい)

第3章 貸 渡

第7条 (貸渡契約の締結)

借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。

2 当社は、基本通達2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自分が運転者であるときは自己的運転免許証を提示され、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示され、当社が求めた場合はその写しを提出するものとします。

3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、運転免許証の身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることができます。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に對し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することができます。

6 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

- 6 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の判決に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還するものとします。
- 7 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全セイシステムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

第18条 (GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全球測位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。(2) 第25条第1項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を交通システム・地図情報技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3 借受人及び運転者は、第1項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することに同意するものとします。

第19条 (ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。(2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。(3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車が当該記録情報を自動連絡・先進安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3 借受人及び運転者は、第1項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することに同意するものとします。

第20条 (ETCカード貸出サービス)

借受人及び運転者は、ETCカード貸出サービスを利用する場合は、下記の事項に同意のうえで利用するものとします。

(1) 使用中の通行料金は、レンタカー返却時にETCカードのICチップに記録された情報を全額精算する。※ICチップに記録されない料金調整または割引があります。(通行止め時の乗り継ぎ料金調整、一部道路事業者のETC割引サービス)。(2) 以下のように後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算をする。・申告忘れの使用料金が判明した場合・ETCカード若しくは精算機の異常により、通行履歴・金額が確認できなかった場合・何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタリース店に返却した場合。(3) ETCカードの紛失及び盗難等が発生した場合、当社に連絡をするとともに、それらに起因して生じた第三者の不正使用等により発生した損害については借受人及び運転者が賠償する。(4) 借受人及び運転者の過失等によるトラブルについては借受人及び運転者が対応(ただし、交通事故と認定されるものについては除く)し、当社は一切の責務を負わないものとする。(5) 第三者にてETCカードを貸し出さない。(6) 借受期間が満了したにも関わらずレンタカー、ETCカードの返却がない場合、当社が道路事業者に貸出ETCカードの利用停止を依頼する手配をする。(7) 道路事業者からETCカード利用者について問い合わせが入った場合(借受期間満了後も含む)、求めに応じ氏名、住所及び連絡先等、利用者の個人情報を開示する。

第5章 返還

第21条 (借受人の返還責任)

借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条 (レンタカーの確認等)

借受人は、当社会員のものとし、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第23条 (レンタカーの返還時期等)

借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第24条 (レンタカーの返還場所等)

借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。

2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第25条 (レンタカーが返還されなかつた場合の措置)

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS機能を利用してレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するなど(社)全国レンタカーハーへの不返還被害報告や、全セイシステムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

(1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。(2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第26条 (貸渡情報の登録と利用の合意)

約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかる限り、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全セイシステム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

(1) 借受人は運転者が、当社の指定する期日までに、第17条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかつたとき。(2) 前条第1項各号に該当したとき。

2 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかる限り、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 全セイシステムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカーハー及び加盟店各都道府県レンタカーハーとその会員事業者に利用されること。

(2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第27条 (レンタカーの故障)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を見出したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第28条 (事故)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行なう場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行なうこと。(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。(4) 事故に関して相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。

2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。

5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第29条 (盗難)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄の警察に通報すること。(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。(3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第30条 (使用不能による貸渡契約の終了)

借受期間中ににおいて故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡前後に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合しないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人・運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に応じて貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかつたことに起因する損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第31条 (借受人による賠償及び営業補償)

借受人は、借り受けたレンタカーの使用に關し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第38条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

- 2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故・盗難・借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障・レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については(料金表等に定めるところに依るものとし)、借受人はこれを支払うものとします。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー(第38条の規定に基づき代理貸渡受けているレンタカーを含みます。)の使用中に關し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 4 前各項にかかわらず、激甚災害に対するため特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」という)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、損失又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第32条 (保険)

借受人は、約款及び細則に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の責任事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

(1) 対人補償1名につき無制限(自賠責保険を含む)。(2) 対物補償1事例につき無制限(免責額5万円)。(3) 車両補償1事故につき時価まで(免責額5万円)但し、バス・大型貨物車10万円)。(4) 人身傷害補償1名につき3000万円まで。

2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含みます。

第8章 解除

第33条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に応じて貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。

第34条 (同意解約)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に応じて貸渡料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料=(予定借受期間に応じる基本料金)-(貸渡から返還までの期間に応じる基本料金)×50%

3 前項の定めにかかわらず、借受人が旅行代理店経由の予約に基づき貸渡契約を締結した場合は、解約手数料は、「予定借受間に応じる貸渡料金」から「貸渡から返還までの期間に応じる貸渡料金」を控除した金額、又は5,500円のいずれか低い金額とします。

第9章 雜則

第35条 (相殺)

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつても相殺することができるものとします。

第36条 (消費税)

借受人は、約款及び細則に基づき取引に課せられる消費税(地方消費税を含みます。)を当社に對して支払うものとします。

第37条 (遅延損害金)

借受人及び当社は、約款及び細則に基づき金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に對し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (代理貸渡事業者)

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合(当該事業者を「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。但し、「個人情報の取扱いについて」、第12条、第16条、第27条乃至第29条(但し、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする)、第41条に関する事項は除くものとします。

第39条 (準拠法等)

準拠法は、日本法とします。

2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第40条 (重要事項の情報提供)

当社は借受人に對し、約款及び細則のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障・事故・盗難時の措置、違反駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。

2 借受人は、約款及び細則の内容について理解するよう努めるものとします。

第41条 (約款及び細則の揭示等)

当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

(1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)(2) ウェブサイト等に見やすいように掲載(3) 書面(電子メール等の電磁的手段の方法を含みます。)の提示

また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第42条 (管轄裁判所)

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。